

PLATEA

2025.1.1 第73号

たかさき・渡部法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル新館7F



摩周湖の日の出



新年あけまして
おめでとうございます

昨年9月26日、静岡地裁は、袴田巖さんに対する再審事件（強盗殺人、放火事件）に無罪判決を宣告、検察官は上訴権を放棄し無罪判決は確定した。事件発生から58年、一貫して無実を訴えた。ギネスは「世界で最も長く収監されている死刑囚」と認定した。死刑確定から再審による無罪確定までの44年間死刑囚だった。2014年静岡地裁は再審開始と同時に47年7か月ぶりに釈放を命じた。

映画「拳と祈り―袴田巖の生涯―」は、釈放され拘留所を出た袴田さんの姿から始まる。不安と緊張の入り交じった表情。姉秀子さんとの同居生活が始まるが、拘禁症の後遺症から、部屋の中を終日歩き回るだけであった。少しずつ町の中へと行動範囲が広がるに連れ、少しずつ穏やかな悟りにも似た表情へと変化する。あまりにも過酷な現実の中で、姉秀子さんの笑顔とユーモアで弟を包む姿は、弟を心から信じ、無罪を決して諦めない深い愛情と人間性の芯が伝わってくる。弁護士、支援者等多くの人々の支えと運動が広がった。中でも、元アロポクサーの袴田さんへ、ボクシング界の人々が全面的に支援した力は大きくて深い。

刑事事件の再審は「開かずの扉」と言われるほど厳しい。誤判による冤罪被害者を救済する制度でありながら、なぜなのか。それは、刑事訴訟法の再審規定がわずか19条しかないことだ。袴田事件の無罪判決の中で、3つの捏造が明白に指摘された。①有罪の唯一の証拠として採用された自白調書②5点の衣類③警察官が袴田さんの実家から発見したという布切れは、いずれも捏造だと断定した。これらは、最高裁まで有罪の動かぬ証拠とされ、死刑が宣告されたのだ。

冤罪は、人の人生を大きく変え破壊させる最大の人権侵害で、決してあってはならないことである。「証拠開示の明文化」「再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止」（審理の長期化や開始決定の取消しによる手続きの遅延をさせない）「再審請求があれば、死刑の執行は自動的に停止する」（誤判による死刑執行は取返しがつかない）等再審請求手続き規定の整備等、再審法の抜本的改正が待ったなしの課題であることを、袴田事件は私達に明らかにした。

二〇二五年 元旦

たかさき・渡部法律事務所一同

ガザに思う。



弁護士

高崎 暢

「北海道パレスチナ奉仕団」(団長猫塚義夫医師)は、11月24日、16次支援活動として東エルサレムに向け出発し、12月22日帰国の予定。名前だけであるが、在札幌本部の一員として、中東の動きに緊張する日々。無事目的を果たして帰国され、例年通りの穏やかな新年を迎えたいと願っている。

イスラエルのガザ地区への蛮行はひど過ぎる。12月4日の侵攻から1年が経つ。空爆の無差別攻撃で街を破壊し、物資輸送を止めて飢餓に追い込む。これは「自衛」ではなくジェノサイドである。

奪われた命の数が報道されているが数字では表せない悲惨さ。顔があり人生と物語があった人たち、母として、妻として、娘としての人たち。将来への夢を抱いた子どもたち、その子たちの夢をうばい、人生まで奪った。

もう殺すな！



弁護士

高崎 裕子

朝ドラ「虎に翼」は、日本で最初の女性の弁護士で、裁判官であった三淵嘉子さんがモデルでした。画面に流れた憲法14条に、私は、男女差別の壁を実感し弱い立場の女性の力になりたいと弁護士を志した頃を思い出しました。私が司法修習生の時、三淵さんに憧れ裁判官となった野田愛子さんが、札幌家裁の所長をされていて、笑顔での指導を受けながら、おほかで温かい人柄と真摯に仕事に向き合う姿勢や、後に、女性で最初の高裁長官として札幌に戻られた姿に、「女性である自覚より人間である自覚の下に、自分らしく生きることを」を貫いた三淵さんの、先駆者であり続けた姿が重なり、懐かしさと同時に励まされたものでした。



弁護士

渡部 敏広

民事裁判、家事手続のIT化が進められ、様々な手続きでIT化の影響を実感します。法制審議会の議論などを見ると、刑事手続についてもIT化が進められる見通しとなっています。北海道のように距離の問題や、冬の厳しい天候の問題を抱える地域では、IT化が利便性を高める側面がある一方、ITを使いこなすことが難しい方々もきちんと司法サービスを受けることができるよう、司法サービスの受け手にマイナスがないうよう、適切にIT化が進められることを期待します。

昨年は、薫製ペーコン作りにチャレンジし、何度か試す中で、なんとかそれなりの形にすることができました。事前にインターネットなどで情報を得てやってみても、実際にやってみないと分からないことがたくさんあり、実践の重要性を感じました。インターネット情報は短くまとまっている反面、やってみないと分からない部分がカットされていたりするので、注意しなければと思った次第です。

昨年、北広島市のエスコンフィールド北海道で日弁連野球全国大会が開催されました。私も札幌弁護士会野球部の一員に加えて頂き、全国大会に向けて1年間練習に励みました。こんなに一生懸命野球に取り組んだのは、小学生の頃に少年野球チームに所属していた頃以来で、毎週筋肉痛になりながらも、野球の面白さを再確認することができました。

本番の結果は目標に届かないものでしたが、エスコンフィールドのグラウンドに立って見渡した景色は、思わず息を呑むほど素晴らしく、間違いない一生の思い出に残るものでした。

今年の全国大会は沖縄県で開催されます。「是非とも南国の青空の下で野球をやりたい!」今はそんな気持ちでいっぱいです。まずは、この冬からトレーニングを再開して、少しでもレベルアップを図りたいと思います。待つてろ! 沖縄!

も、もちろん弁護士業も頑張ります。



弁護士

遠藤 正大

今年で5年目になりますが、毎年、あつという間に日々が過ぎていきます。

昨年は、色々なところに行きました。特に、行ったことがなかった北陸や東北にも行くことができて、その土地その土地の魅力を堪能したり、美味しい名物を食べたりなど、とても良い経験ができました。

新しい経験、新しい知識、そこで生活している方々の様子、北海道との違い、これらはそこに行かないと経験できないものであり、そこに行かないとわからないこともあります。

色々な方々の助けになるために、今後も、色々な経験を積極的に行きたいと感じました。



弁護士

西山 雄



価値ある受賞

2024年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会(被団協)が受賞した。受賞理由は、草の根運動で核兵器のない世界実現のために努力したことである。

被団協は、1956年の結成以来一貫して被爆の実相を訴え、核兵器の廃絶を求め、国際規模の運動を進めてきた。ノーベル委員会は、「(被爆者について)筆舌に尽くしがたいものを描写し、理解が及ばない痛みや苦しみを我々が理解する一助となった」とたたえ、「何十年にもわたって声を上げ、体験を語ってきた被爆者、亡くなった被爆者双方に対する授賞だ」と語った。

2017年に国連が核兵器禁止条約を可決した際にも、被団協の訴えが国際世論を動かした。

被団協は、国家補償を中核とする被爆者の援護を求めたが、国は被爆者援護法の制定でごまかした。援護法の認定基準をめぐって、2003年から全国各地で集団訴訟が提起され、北海道

弁護士 高崎 暢

では安井原爆訴訟が全国の集団訴訟と行動をともにした。

被爆者は、原爆の被害を国に認めて欲しい、核兵器と人類は共存できないと訴え続けた。

北海道第1号の原爆訴訟を提起した弁護士として、被団協の受賞は格別うれしい。故人となった原告は命を削るような努力が認められ喜んでいだろう。

ロシアによるウクライナ侵襲から2年半以上が立ち、イスラエルのガザ攻撃はレバノンへ広がり、核兵器が使われる脅威は増した。被団協への授賞は、緊張に満ちた今の世界へのメッセージである。

唯一の戦争被爆国の日本政府は、早急に禁止条約を批准し、締約国会議などを通じて、積極的な役割を果たすことが強く求められている。「参加して関与する」ことを重く受け止めるべきです。



相続登記義務化の 法改正がなされました

弁護士 渡部 敏広

2020年に自筆証書遺言の作成について一部ルールが変更され、法務局での自筆証書遺言の保管制度も始まりましたが、2024年4月1日からは、不動産の相続登記の義務化の制度が開始されました。相続登記の義務化では、①相続で不動産を取得した相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内、②遺産分割が成立し不動産を取得した相続人は、遺産分割成立日から3年以内に、相続登記をしなければならないとされ、これを正当な理由なく怠ると過料の適用対象となるとされています。2024年4月1日より以前の相続で不動産を取得した相続人には、施行日から3年の猶予期間がありますので、猶予期間内の対応が求められます。

相当前に親などが死亡したが、不動産の名義がそのままになっているということもあると思います。改正によりそのまま何もしないで置いておくと、上記過料のリスクを抱えることになります。他方で、いざ相続の手続きに着手しようとしたら、まったく知らない相続人がいることが判明したり、話し合いがスムーズにできないということもあると思います。こうした相続に関する疑問やトラブルについては、早期に法的アドバイスを受けることで、スムーズな解決や、相続人の負担の軽減に繋がります。

相続による、相続人の手続負担や相続人間のトラブルを考えると、被相続人の生前に、遺言作成などで将来のトラブルや紛争を防止することは重要といえます。遺言作成にあたっては、法的アドバイスを受けることで、安心して作成することができます。

相続に関するお悩みについては、ぜひ弁護士に相談して頂ければと思います。



2025年 事務局一言

デジタル社会は法律事務所も避けて通れない状況です。民事裁判手続きは電話会議やウェブ（インターネット）会議が中心になり、書面のやりとりはファックス直送。法律事務所の仕事も様変わりです。来春までには、民事手続きのオンライン化（裁判IT化）が完全施行します。アナログ人間には習得が大変ですが時代の波を受け止め、これまで以上にパソコンや複合機の誤操作や不正侵入など情報漏洩防止のセキュリティ対策に細心の注意を払って弁護士をサポートすることが求められています。みんなで協力、結束して頑張ります。

編集
後記

総選挙で過半数割れの与党。来年の参院選挙でもその勢いを。
(と)

生活保護ストーブ訴訟の審理は 最高裁へ

弁護士 遠藤 正大

令和6年10月31日、札幌高等裁判所は、生活保護ストーブ訴訟において、原告の控訴を棄却する不当判決を言い渡しました。

この裁判は、札幌市内で心疾患等を患い生活保護により生活していた原告が、冬季にストーブが故障して使えなくなったことから、その買替費用分の扶助を求めて白石区保健福祉部長に保護変更を申請したところ却下されたため、その取消しを求めているものです。

原告の申請が却下された理由は、厚生労働省から出されている行政の内部通知には、ストーブの買替費用を支給できる事由として、「冬季に故障して使えなくなった場合」が記載されていないためというものです。しかし、この内部通知は法的拘束力を有するものではなく、また、全国一律の内容で通知されたもので、暖房器具が必需品となる北海道の冬の気候について何ら配慮されたものではありません。

これに対して、生活保護法9条は「要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して」保護を実施しなければならないことを定めていますが、被告札幌市は、原告の申請を却下した際に、原告の健康状態や北海道という地域の特異性を考慮していないことを明言しています。

このような行政の判断を許容した今回の判決は到底容認できるものではなく、原告は最高裁判所へ上告等を行いました。今後の裁判の行方に注目して頂き、引き続きご理解、ご支援の程、宜しくお願い致します。

初回相談は無料です

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としています。2回目以降の相談については、1時間5,500円（税込）です。

即日相談

その日のうちに相談希望される方に、平日午後5時までご相談に応じます。

休日相談

土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます。

相談受付
電話番号 011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時10分まで)

FAX (011-261-7718)、HPからのご予約は24時間受付

HP : <https://www.law-takasaki.com/>

